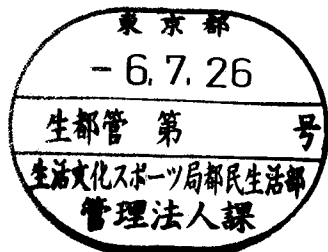


令和6年 7 月 / 日

東京都知事 殿



郵便番号 113-0033
 特定非営利活動法人の所在地
 東京都文京区本郷七丁目2番2号 本郷MTビル4階
 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人Uni Bio Pre
 代表者氏名 永井 裕子
 電話番号 03-3814-8836



定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けた
いので、申請します。

記

1 変更の内容	別紙のとおり。
2 変更の理由	<p>法人の名称（第1条）については、生物科学という限定された分野ではなく、全科学分野へと活動の範囲を拡大するため、「UniBio」の名称を変える必要があるとの理由により変更をすることといたしました。</p> <p>事業の目的（第3条）については、対象者が一般市民だけでなく専門性のある学術関係者や団体も含むことからそれらすべてを含む意味合いとして「市民」と修正し、また事業名（第5条）についてはあらゆる科学分野に関する情報発信や関係者との連携等といった活動として共通していることから事業名を一つに統合することといたしました。</p> <p>また、会議における電磁的方法の規定の追加、総会のみなし決議の追加をすることといたしました。</p> <p>その他、現行の特定非営利活動促進法に合わせて文言の修正を行うことといたしました。</p>

特定非営利活動法人 ScholAgora 定款

新旧対照表

(新)	(旧)
<p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、特定非営利活動法人 <u>ScholAgora</u> と称する</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、特定非営利活動法人 <u>Uni Bio Press</u> と称する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、広く<u>市民</u>に対し、<u>すべての科学分野</u>に関する研究成果について、より広範な利用を促すために、セミナーや電子媒体等を通じて情報交流を図り、もって日本の 学術文化の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、広く<u>一般市民</u>に対し、<u>生物科学分野</u>に関する研究成果について、より広範な利用を促すために、セミナーや電子媒体等を通じて情報交流を図り、もって日本の 学術文化の発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の 事業を行う。</p> <p>(1) <u>科学分野に関する学術情報の流通支援、促進及び関係者との相互交流事業</u></p> <p>(2) <u>その他この法人の目的を達成するために必要な事業</u></p>	<p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の 事業を行う。</p> <p>(1) <u>生物科学分野に関する電子ジャーナル発信等による情報提供</u></p> <p>(2) <u>セミナー等の企画運営による各学術分野間の相互交流促進</u></p> <p>(3) <u>その他この法人の目的を達成するために必要な事業</u></p>
<p>(入会金及び会費の不返還)</p> <p>第12条 既に納入した<u>入会金及び会費は、</u>返還しない。</p>	<p>(<u>拠出金品の不返還</u>)</p> <p>第12条 既に納入した<u>入会金、会費その他の拠出金品は、</u>返還しない。</p>

<p>(職務)</p> <p>第 15 条 代表者は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 代表者以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</p> <p>3 副代表者は、代表者を補佐し、代表者に事故かあるとき又は代表者が欠けたときは、代表者があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>5 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実かあることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。</p>	<p>(職務)</p> <p>第 15 条 代表者は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副代表者は、代表者を補佐し、代表者に事故かあるとき又は代表者が欠けたときは、代表者があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>4 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実かあることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。</p>
<p>(総会の権能)</p> <p>第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散及び合併</p> <p>(3) 会員の除名</p> <p>(4) 事業報告及び決算</p> <p>(5) 監事の選任又は解任、職務及び役員報酬</p> <p>(6) 入会金及び会費の額</p> <p>(7) 解散における残余財産の帰属</p> <p>(8) その他運営に関する重要事項</p>	<p>(総会の権能)</p> <p>第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散及び合併</p> <p>(3) 会員の除名</p> <p>(4) 事業報告及び収支決算</p> <p>(5) 監事の選任又は解任、職務及び役員報酬</p> <p>(6) 入会金及び会費の額</p> <p>(7) 解散における残余財産の帰属</p> <p>(8) その他運営に関する重要事項</p>
<p>(総会の開催)</p> <p>第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。</p>	<p>(総会の開催)</p> <p>第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。</p>

<p>(総会の招集)</p> <p>第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表者が招集する。</p> <p>2 代表者は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(総会の招集)</p> <p>第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表者が招集する。</p> <p>2 代表者は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。</p>
<p>(総会の議決)</p> <p>第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。<u>ただし、緊急の場合については、総会出席者の 2 分の 1 以上の同意により議題とすることができる。</u></p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p> <p>3 <u>理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。</u></p>	<p>(総会の議決)</p> <p>第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>(総会での表決権等)</p> <p>第 28 条 総会における各正会員の表決権は平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、<u>書面又は電磁的方法をもって表決することができる。</u>また、総会においては、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。</p>	<p>(総会での表決権等)</p> <p>第 28 条 総会における各正会員の表決権は平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。また、総会においては、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。</p>

<p>(総会の議事録)</p> <p>第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称</p> <p>(3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>	<p>(総会の議事録)</p> <p>第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。</p>
<p>(理事会の開催)</p> <p>第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 代表者が必要と認めるとき。</p> <p>(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があつたとき。</p>	<p>(理事会の開催)</p> <p>第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 代表者が必要と認めるとき。</p> <p>(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。</p>
<p>(理事会の招集)</p> <p>第 33 条 理事会は、代表者が招集する。</p> <p>2 代表者は、前条第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(理事会の招集)</p> <p>第 33 条 理事会は、代表者が招集する。</p> <p>2 代表者は、前条第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。</p>

<p>(理事会の表決権等)</p> <p>第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。</p> <p>4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p>	<p>(理事会の表決権等)</p> <p>第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。</p> <p>4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p>
<p>(理事会の議事録)</p> <p>第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。</p>	<p>(理事会の議事録)</p> <p>第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。</p>
<p>(定款の変更)</p> <p>第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、<u>所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、<u>所轄庁に届け出なければならない。</u></p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する<u>軽微な事項を除いて</u>所轄庁の認証を得なければならない。</p>
<p>附 則</p> <p>この定款は、令和 年 月 日より施行する。</p>	

特定非営利活動法人Uni Bio Press 定款

新旧対照表

(新)	(旧)
<p>(構成)</p> <p>第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p>	<p>(構成)</p> <p>第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収入</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(6) その他の<u>収入</u></p>
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>予算</u>は、毎事業年度ごとに代表者が作成し、理事会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、毎事業年度ごとに代表者が作成し、理事会の議決を経なければならない。</p>
<p>(暫定予算)</p> <p>第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により<u>予算が成立しないときは、代表者は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。</u></p>	<p>(予備費)</p> <p>第 45 条 <u>予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</u></p> <p>2 <u>予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</u></p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 47 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表者が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 47 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び<u>収支計算書</u>等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表者が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>

特定非営利活動法人 ScholAgora 定款

第1章総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ScholAgora と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区本郷七丁目2番2号本郷MTビル4階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く市民に対し、すべての科学分野に関する研究成果について、より広範な利用を促すために、セミナーや電子媒体等を通じて情報交流を図り、もって日本の学術文化の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 科学技術の振興を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 科学分野に関する学術情報の流通支援、促進及び関係者との相互交流事業
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表者が別に定める入会申込書により、代表者に申し込むものとする。
- 3 代表者は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表者は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表者が別に定める退会届を代表者に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金及び会費は、返還しない。

第3章役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上15人以内
 - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を代表者とし、若干名の副代表者を置くことができる。

(選任等)

- 第14条 理事は、理事会において選任し、監事は、総会において選任する。
- 2 代表者及び副代表者は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第15条 代表者は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 代表者以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副代表者は、代表者を補佐し、代表者に事故があるとき又は代表者が欠けたときは、代表者があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表者が別に定める。

第 4 章 会議

(種別)

- 第 20 条 こめ法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第 21 条 総会は、正会員をもって構成す

(総会の権能)

- 第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業報告及び決算
 - (5) 監事の選任又は解任、職務及び役員の報酬
 - (6) 入会金及び会費の額
 - (7) 解散における残余財産の帰属
 - (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表者が招集する。

- 2 代表者は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から代表者が指名する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 総会における各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。また、総会においては、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成す

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表者が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表者が招集する。

- 2 代表者は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表者がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事出席者数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。